

京都の福祉



本紙は、共同募金の配分金によってつくられています。

発行 京都府社会福祉協議会

2010
5
No.500



主な記事

1面…もえくさ
2～5面…通巻500号特集
社会福祉法施行満10年を迎えて
6・7面…高齢者の新たな住まい方を考える③（高専賃）
8面…平成22年度京都府社会福祉協議会業務体制

▼読者の皆さん。本紙左上部を見ていただきたい。「京都の福祉」本号は、500号記念紙である。初号が1960年（昭35）なので本年（2010年）で、ちょうど50年間、半世紀に渡る「一号、一号の積み重ねである。▼今、手もとに「京都の福祉」100号、200号、300号、400号の節目の号がある。B5の紙面からA4に、近年にはカラー刷りと外観も変わっているが、それぞれの号で目にとまった記事を紹介して振り返ってみるとする。▼100号は1970年の発行である。「『京都の福祉』と石川さん」とある井岡さんの記事。「若気の至りで、社会福祉の問題提起がござしいなどとホザいていたが……編集のバトンを渡された」。石川局長に「社会福祉べつたりでは読まれへんや」「わたしのにもつ」と題ある寺尾京子さんの詩。抜粋を紹介する。「わたしのにもつはとてもとてもおもたにもつだけ」「てあしのじゅうをかみのみにあずけてきたらしい」▼300号は1990年の発行である。「もう施設の子やからとはいわせない」と副題のついた櫛田先生のインタビュー記事。スウェーデン製のシーソーを見つけ、補助申請すると「孫でも使った事のない……何で施設の子に」「以後、櫛田先生は少し頑固になりました」「古着でよいという考え方おかしいとその子にあつた服を買います」▼400号は2000年の発行である。スタートした介護保険事業に取り組む精華町社協の工夫や努力の特集（字数超過につき紹介カット）。▼今、読んでみて、「編集者たる構え」も、「そのひとりしくいう福祉の心」も、「こだわり」を引き出したインタビュー記事も、ホント新鮮に感じる。▼ところで、本欄「もえくさ」とは、「燃え種（くさ）」（広辞苑）。確かに燃焼材へのつなぎの役目。府社協の役割をイメージしたものかと。そこで、府社協職員に聞いてみた。今、「もえくさ」はどんな状態か？①まだよろちよろ（36%）②少しづれが出てきた（27%）③大きく燃えているが本体の燃焼材にはまだ（27%）④以下（略）▼京都府内での福祉のテーマは「福祉安心型社会」の再構築。府社協は皆さんとともに、孤独・孤立、権利擁護、人材確保、先駆的事業の4つのアクションプランの推進で参画していくこととしている。次の新

京都の福祉通巻500号記念特集

社会福祉界を取り巻く環境を大きくかえた2000年の社会福祉法施行から満10年を迎えた。“激動”的な10年で実践現場がどのように変化したのか。また、これからの展望について関係団体の皆様から寄稿いただきました。

社会福祉法施行10年を振り返って これから10年に向けて

京都府老人福祉施設協議会 会長

櫛田 匠

ました。

その時から、正に光陰矢のごとしで、一昔（10年）という時が飛んでいきました。「措置から契約へ」のトッププランナーとなりました老人福祉の分野は、介護サービス利用に至るプロセスが大きく変わりました。

要介護認定を受け、その結果に基づいて作成されたケアプランによりサービスを利用するというものです。そのため事業者は、ディスクロー

ジヤー・アカウンタビリティ・コン

プライアシス等々を強く求められ、エビデンスとしての第三者評価の受診や介護サービスの情報の公表などに取り組むことになりました。

介護保険制度施行前夜、生みの苦しみが充満していました。本当の前夜にアクセスで通知が飛び込んできたりしていたことを覚えています。一方、社会福祉事業法の改正は、介護保険法施行に間に合うのかとやきもきしていました。戦後50年の「制度疲労」により行き詰まっていた福祉の状況を開拓するものとして、児童福祉法の改正と介護保険法を創設し、今までとは違った、「措置から契約へ」・「利用者本位」の「与えられるから自ら選択する」福祉にならざるを得ない状況でした。この間、大いに期待を膨らませた時でもありました。社会福祉事業法改正で、名称改め「社会福祉法」は介護保険法施行の2カ月後に成立し



これまでの10年、新しい福祉の創造をと一生懸命に取り組んできましたが、社会福祉法が目指すものを達成できたとは到底思えません。道はまだ半ばだと思っています。半ばではありますが、手ごたえはあります。

私達、社会福祉法人関係者が歩んできた道に誤りはなかつたと確信しますが、人材確保難、特に介護人材確

保難については反省しなければならない事が多々あります。これから10年、今まで以上に正しい経営のあり方を勉強し、経営の実践力を磨き、「利用者の尊厳を守り、利用者本位のサービス提供」に徹する時だと思います。両者は同じベクトルであります。



十年の歩み

京都府保育協会 会長 伊藤 義明

戦後の一期間を除き、機関委任事務、という国と地方の事務契約のもとで、保育に欠ける児童の育ちを保証していた措置費制度から、保護者が保育園を利用する施設を選択することが可能になる保育の実施という制度が平成10年4月1日から始まりました。

自覚しい経済成長を遂げてきた日本経済が下降線をたどり始め、少子高齢社会の対応が急がれる中、老人福祉に於いては措置費から保険制度に改められ、その是非の議論が沸騰している時でもありました。保育界においても、制度の見直しの議論はされたが、運営費の支弁は従来と変わらず国が保障する結果となり、施設運営する側から見れば、制度の変更はあっても運営入所政策になつていく状態が続いています。施設側は、施設整備せずに受け入れ児童の増加による収入増が図られる結果になりました。長く続く経済不況の中で少子化にも歯止めがかからず、将来の労働力不足がさやかれ、抜本的な対策として、次世代育成支援推進

いて、保育者のニーズに合わせる

のではなく、施設の保育サービスに保護者が合わせなければならない体質は、変わりがなかつたと言つことになります。

小泉内閣の規制緩和政策の行程表によるハード面の整備から、ソフト面の整備へと言う名のもとで、増加する待機児童の問題が捉えられ、各園に定員外の児童を入れさせることで、それの解消を図ろうとしました。「仕事と子育ての両立支援（待機児童ゼロ作戦）」、「少子化社会対策基本法」等、矢継ぎ早に少子化対策案が打ち出され、保育施設だけでなく社会全体で保育する土壤作りの対策となりました。

仕事と子育ての調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章「子どもと家族を応援する日本」と、毎年、新しい政策が法律化されてくる現状があります。児童福祉法に謳わされて来た保育に欠けるという理念から、全ての子どもたちを守り育てる必要があるまで、日本の国は10年もの歳月を要したことになります。これからのはじめ10年は、0歳児から学童期に至るまでの子どもたちが、切れ目のない育ちの保証を受ける権利を得て、両親の仕事は、子どもを育てることが負担にならない社会を目指していくことを期待してやみません。

ハード面の整備より児童の詰め込み入所政策になつていく状態が続いている結果になりました。長く続く経済不況の中で少子化にも歯止めがかからず、将来の労働力不足がさやかれ、抜本的な対策として、次世代育成支援推進

京都の福祉

No. 1
35. 12. 15.

月刊

創刊のあいさつ
——もくじ——
くらしの相談 2
新規取り組み 2
プロジェクト「社会福祉計画」 2
就労支援の取り組み 4
内閣総理大臣賀田 5
内閣総理大臣賀田 5
大企業・くらしの骉ネット 8
おひなせ 10
施設運営の取り扱いについて 10
施設運営 10

社会福祉法人
京都府社会福祉協議会



記念すべき第1号。昭和35年に発行しました。

「子どもに未来を…」



京都府児童福祉施設連絡協議会 会長 桑原 教修

社会福祉事業法（一九五一年）から社会福祉法（二〇〇〇年）へと生まれ変わつて10年が経過した。この間、社会福祉の分野では何が変わり、何が前進したのだろうか。〈子ども〉の視点から申し上げると、私にとっては社会福祉法の理念が伝わってこないもどかしさに、ストレスを抱え続けた10年であった。そして、社会福祉法に描かれた福祉の未来は、当事者の声にしつかりと耳を傾けた結果としてのパラダイム※だつたのかと疑問を持った時間でもあつた。障害を抱える子どもたちは措置だけではなく契約の対象となり、ケースによつては当事者不在が浮き彫りとなつたといえる。本会加盟施設である障害児施設への影響と苦悩には、心痛すこと度々であった。一番に大事にされなければならない福祉の基底が疎かになつてゐる。結局、弱い者がそのしわ寄せを受けてしまうのだと、戦後初めて出来た福祉の法律ともいえる児童福祉法の変遷と重ねながら、福祉に携わる〈人の行為〉に委ねた

まま有耶無耶にされる、いつもの繰り返しに、制度上の欠陥や公的責任の不在を感じたのは、私だけではないと思つのである。

社会福祉法施行のこの年、〈子ども〉の分野では虐待防止法（二〇〇〇年）が制定された。本法は子ども虐待の顕在化のみならず相談機関や児童福祉施設の体制不備を表面化させた。だが、この10年で虐待の減少や体制整備に前進が見られたわけではない。相変わらず虐待の通告件数は増加を続け、相談機関や子どもを預かる施設の混亂と疲弊は続いているのである。児童福祉法の最低基準である職員配置基準が一九七六年來34年間も放置されている実態、そこに象徴される福祉の貧困に希望がもてると言えるだらうか。

振り返れば、戦後の混乱期に生まれた児童福祉法は新憲法下の第一回国会（一九四七年）にて制定され、翌年4月に施行されたのであった。「里親等家庭養育の運営／家庭養育運営要綱（一九四八年）」では、児童福祉

法によって創設された里親制度の具体的運用基準を定め、ソーシャルワーカーとの併走を前提として子弟の成長段階に応じたアセスメントや、委託後の支援を条件とする新しい子育ての道筋を示した。

その後、養護施設運営要領（一〇〇〇四年）では寄宿舎制および小舍制についても触れ、育つ環境として施設の規模や形態についても検討されていった様子が伺える。混乱と貧困の時代ではあつたが、子どもに希望を託そうとつくられたパラダイムだつたはずである。社会福祉法はその時代に生きる者に生への希望をもたらすものでなければならぬ。子どもたちの未来を担保してほし。そして、論議を尽くしながら、時代に相応しい社会福祉法を整備していく努力を止めないとほしいと願うものである。

※パラダイム：ある時代や分野において支配的規範となる「物の見方や捉え方」のこと。

京都の福祉



第300号(平成2年5月号)の表紙は障害のある方の作業所を写した写真でした。

京都の福祉



第299号(平成元年10月号)から現在のような縦組みになりました。



第100号(昭和45年)では「過疎」の実状を伝える記事を1面で扱っています。



失われた10年を取り戻すために

京都知的障害者福祉施設協議会 会長 森 昇

今から16年前の1994年に、国連 施行へと突き進んだ。

は「障害者の機会均等化に関する基準規則」を採択し、各との政府に、障害者の教育や生活環境、就労や所の利用の抑制や中止、日額給付制度の縮小などが発生し、障害程度区分の認定の問題や新事業体系への移行の問題なども依然として残っているのは衆知のとおりである。

この頃、北欧では入所施設からグループホームや在宅への移行が進み、歐米各国で多様な障害者施策が展開されており、我が国では1997年に、障害関係三審議会が『障害者の「完全参加と平等」に向けた取組みを進めいくことが必要』と提言した。

ところが、同年に出された「社会福祉の基礎構造改革について」に端を発し、市場原理に基づく社会福祉基礎構

造改革が始まり、障害福祉分野では2003年に支援費制度が導入されましたが、経費の増大を嫌った国は2004年に「改革のグランドデザイン案」を示し、2006年の障害者自立支援法

導入による事業所の大幅な減収やサービスの縮小などが発生し、障害程度区分の認定の問題や新事業体系への移行の問題なども依然として残っているのは衆知のとおりである。

そのような中で、同法の「応益負担

制度」は人間として生きる権利を否定するとして、2008年より全国の14地裁で障害者自立支援法違憲訴訟が起こされたが、折しも、昨年9月に誕生した新政権は、障害者自立支援法を廃止して新たに「障がい者総合福祉法（仮称）」を制定し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うことを表明した。

そして国は、本年1月7日に違憲訴訟原告団に対し「障害者の人間としての尊厳を深く傷つけた」と説び、「応益負担制度を廃止し、平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し新たな命である。

総合的な福祉法制を実施する』と約束した。

さうに国は「障がい者制度改革推進会議」を設置し、「差別禁止法」や「虐待防止法」など11項目についての基本方針を本年の夏までにとりまとめ、本方針に沿って専門部会で具体化するとし、1月中旬よりその議論が開始されている。

現在、80カ国以上が「障害者権利条約」を批准し、50カ国以上が「障害者差別禁止法」を制定しており、今や我が国は障害者施策において最も遅れた国の一つとなつた。

社会福祉基礎構造改革によつて失わ

れたこの10年を取り戻すためには、世界基準である「障害者権利条約」を早期に批准する以外に道はない。障害のある当事者の方々とともに関係者の総力を結集し、この国の法制度と在りようを変革していくこと、それが我々に与えられた喫緊の課題であり最大の使命である。

第347号(平成7年2月号)の表紙は現在の事務所への移転を伝える記事。



第476号(平成20年1月号)により
フルカラーになりました。



第400号は社会福祉法の施行された平成12年。



京都府立総合社会福祉会館四月よりオープン

京都府社会福祉協議会の電話番号が変わります。
075-252-6291(代表)

「暮りじ」をともにうぐいす

生活の選択② 高齢者専用賃貸住宅

「高齢者の新たな住まい方を考える」シリーズの3回目。前号では、「コーポラティブハウス」の実際を紹介しました。今号は、「高齢者専用賃貸住宅」についてレポートします。

四庫全書

増えてきている現状と背景

תְּהִלָּה וְעַמְּדָה

【高齢期の一人暮らしが心配だ】「生活にち
よつとした手助けが必要」といった人たちの
新たな住まいの選択肢として、高齢者向け賃
貸住宅が注目されています。

【設】として取り扱い、住宅でありながら施設並みのケアサービスが利用できる住まいの整備が可能になりました。食事や介護などのサービス提供のバリエーションも広がってきており、入居対象者も元気な人から介護が必要な人まで多様になってきている現状があります。

住宅として平成17年度に登録制度がスタート。以降、開始から4年余りで、全国で1、650戸

宅となっています。かつて、家具屋だった建物は、段差を解消し、玄関にはオートロック、オール電化を採用するなど完全に配慮した住宅となりました。また店舗に隣接し金融機関やスーパーも近くにあり、街へ出て行きやすい環境にあることも特徴です

(1) 住み慣れた地域で暮らしたい
立ち上げに至った経過

急増の背景には、公的な介護施設の不足や「住まい」に対する高齢者や家族のニーズの多様化があり、今後もますます増えていくと考えられます。一方で、企業や社会福祉法人、NPOなど様々な運営主体が参入する中で、設備や料金、サービス内容などに差が生まれてきており、質の確保が課題となっています。今号では、高専賃と介護サービスを組み合わせた「適合型高専賃」を取りました。

た住宅を作りたい」そういった構想を実現させたのが高専販でした。

「ほほえみ」と同じ敷地内に社会福祉法人丹後福祉社会がデイサービス、小規模多機能型居宅介護施設とグループホームを併せ、「ライフサポート丹後園」として、介護サービス等の提供をしています。介護事業所を備えることで、緊急時の対応、安否確認、介護の提供を行い、

京丹後市網野町にある「ほほえみ」は、地元の不動産企業マンションの管理運営を担う地元企業のまるふく産商株式会社と、食事や介護などのサービス提供を担う社会福祉法人丹後福祉会が連携して立ち上げた高専賃です。4階建ての建物のうち、1階部分はティサークル、2～4階には19の部屋からなる賃貸住

高齢者専用賃貸住宅
「ほほえみー

た住宅を作りたい」そういった構想を実現させたのが高専販でした。

「ほほえみ」と同じ敷地内に社会福祉法人丹後福祉社会がデイサービス、小規模多機能型居宅介護施設とグループホームを併せ、「ライフサポート丹後園」として、介護サービス等の提供をしています。介護事業所を備えることで、緊急時の対応、安否確認、介護の提供を行い、



提供することことで、日々の健康管理の役割を果たしています。夜間はライフサポート丹後園の職員からオンラインで看護師につながる仕組みになっており、健康管理や緊急対応の体制を整えています。これら3つの事業所連携という強みを活かし、日々の生活を支えていきます。また、サービス利用といった形をとら

なくとも、1階のデイサービスでお茶などを飲みながら過ごすといったようにいつでも立ち寄ってゆれる「居場所」としても併設の施設が活用されています。「どこにいても居場所があるところ」とを大切にしています。」とライフサポート丹後園の職員、尾谷嘉隆さんは言います。

高齢者の新たな住まい方を考える…③

活を維持していくことが可能になります。（介護保険サービスや食事等には別途利用料が必要。）

(2) 施設として大事にしていないと

共有の時間、ご近所付き合い

①ご近所付き合いの関係

「ほほえみ」には、各階に共用空間、3階には大きな食堂があります。食事の有無は、月ごとに入居者が決めます。共有スペースでの入居者同士の食事は、顔の見える関係をつくり、ゆっくり楽しくできる場所となっています。普通の住宅では一歩出れば「外」になります。しかし、一歩出ても敷地の中に居場所があり、誰かがいる。まるで、食事付きの共同住宅。「寮」のような場所が入居者の安心、安全な空間を作っています。さらに月1回の喫茶の時間やお食事パーティなど、「気軽に集まる機会を提供することを大切にしている」と尾谷さんは言います。生活の中で、気軽に話せる相手がいたり、ちょっとした困りごとに「○○お願い」と言えるつながりができる。いく入居者同士の関係、職員との関係は、まさにご近所の付き合いのよう

です。

②地域に出て行くこと・社会との距離感

「ほほえみ」は、商店街や役所の並ぶ街中にあるので、買い物に行ったり、クリーニングを出しに行ったり、入居者が気軽に外へ出ていきやすい場所にあります。「街にでて、一人一人を知つてもうつ。介護を見せる」ということが、実際の介護を知つてもうつ



木本喜久さん(92)の暮らしを通じて
木本喜久さん(92)の暮らしを通じて

とおり、地域の人が、街が、高齢者にとって優しいものになつてくる。一人一人の存在が、一番の社会資源になる」と丹後園施設長の上田正治さんは考えています。小学生へ朝の挨拶や声かけなど、日常の生活の中で顔の見える関係をつくられています。また、法人が中心となって町内の夏祭りを復活させるなど、同じ地域に住む生活者として地域の活性化にも力を入れています。こういった取り組みを通じて、最近では買い物に行くと手を振り合つたり、あいさつしたりと地域の一部として施設が認識されてきています。

住まいの状況

木本喜久さん(92)の暮らしを通じて

2階にお住まいの木本さんは、開設以来、「ほほえみ」で生活をしています。「夫と死別後、一人暮らしを続けていますが、健康面にも不安がありました。心臓がくるしくなり、夜に救急車を呼ぶということが何度もありました。」身内には迷惑かけられないと思いつつ、施設（特別養護老人ホームなど）に申し込んだところ、待っている人が多くすぐの利用は難しい状況でした。そんなとき、新聞の折り込みチラシで「ほほえみ」の入居者募集を見つけたといいます。木本さんは、まだ建設途中の段階から、「ここに入居しよう」と決めていたと振り返ります。「ここに入居して、安心しました。夜にしんどくなってしまうことすっかりなくなりました。」

まとめ～住居の質と生活の質～

木本喜久さん(92)の暮らしを通じて

は入居以来、健康状態も良くなり救急車を呼びことも一度もないそうです。「ほんとに不思議です。夜中に心臓が苦しくなることも全然ない。やっぱりこういう人たちがいるとうことに安心感があったと思う。」いざといふときに安心感があるという安心感が生活を支えています。サービスの担当手と受け手という関係に加え、「一人の住民としてのみにおいでね。」「最近、なかなか行けていないけど、木本さんのところに来るとホッとする。」という普段着の会話がかわされます。

今回、取材した「ほほえみ」は、近くに支援者がいる安心感と個々の生活のバランスのとれた住環境をつくりっていました。またそれは、介護度が軽いうちの仮の住まいとしてではなく、今の入居者の状況に合わせて一番適切な生活を続けられるように支える仕組みとなっています。介護が必要になったときに別の施設に移って、関係性をつくるのは誰でも大変なことで、終の棲家として、一人ひとりが望む暮らし方で生活を続けることができる。「ほほえみ」では、希望があれば「最期」まで、住み続けてもらう仕組みや体制を模索中です。そういう姿勢も入居者の安心につながっています。

【参考文献】

- 「高専賃+小規模型介護 登場！ケア付き住宅の本命」
浅川澄一著 2007年 筒井書房
「月刊福祉特集：高齢者の住まい」2009年3月号
全国社会福祉協議会
「ふれあいケア特集：高齢者の多様な住まい」
2009年7月号 全国社会福祉協議会
「厚生福祉－増加する有料老人ホームと高専賃②」
2010年2月5日号 全国社会福祉協議会

※一定の要件

- 各戸の床面積が25平方メートル（居間、食堂などの共有部分がある場合は居住面積が18平方メートル）以上であること。
- 台所、水洗便所、収納設備、洗面施設、浴室などを備えていること
- 介護サービス（排泄、食事の提供、選択、掃除など）の提供や健康管理がされていることなど

方で、質の担保のための動きも見られます。

昨年「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が一部改正され、その中では、ケア付き（パリアフリー化され、緊急対応が可能な）賃貸住宅と介護サービスが組み合わされたより安

心、安全で個々の生活スタイルに合った住宅へつながつていくことが期待されます。
また、今回の取材の中で、住まいを考えたとき、建物の整備・充実に加え、「地域」という立派な方が欠かせないと強く感じました。

「ほほえみ」の事例でも周辺の地域へ働きかけ、住民とつながることによって入居者が、地域の人たちが、変わってきたといいます。生活の質を充実していく上では、建物とそれを取り巻く環境の双方を踏まえた生活空間をつくつていふことが必要となつてきます。そのためにも地域の特有の利点を知り活かしていく視点が求められます。住まいの供給者が入居者を地域の生活者としてどのようにとらえているか、そして地域の中でどのような役割を担っていくかということも今後の課題とすべき点であると考えます。

平成22年度京都府社会福祉協議会業務体制

平成22年4月1日付で人事異動を行いました。よろしくお願ひいたします。

総務課



管理職



きょうと高齢者 障害者生活支援センター 運営適正化委員会



民生課

地域福祉・ボランティア振興課



パートナー事業推進チーム



福祉人材カフェ(北部)



研修課



人材・施設支援課／ジョブネット 福祉人材カフェ(南部)



福祉人材カフェ(南部)



常務理事 森 育寿 事務局長 田尾 直樹 総務部長 石川 知子 福祉部長 秋元 正保 福祉人材・研修センター所長 寺井 幹雄

■総務課 課長 神戸 望 課長補佐 斎藤 弥生 主任 渡邊 一真 主事 植田 りえ 矢野 光樹子
嘱託 高松 郁子 平田 あかり 甚田 由起子

■きょうと福祉パートナー事業推進チーム 主任 菊本 隆博 主事(兼務) 麻生 いづみ 嘱託(兼務) 松本 雅代

■地域福祉・ボランティア振興課 課長 土田 昭一 課長補佐 大林 孝至

主事 麻生 いづみ 田村 美里 浅見 陽子 嘱託 田中 里枝

■きょうと高齢者・障害者生活支援センター 所長事務取扱 秋元 正保 主事 廣澤 美佳 嘱託 藤田 紗太

■民生課 課長 武田 知記 課長補佐 西澤 直記 川村 英之 主任 篠村 崇 主事 岸 佑太
嘱託 藤井 詩乃 山尾 雪乃 大野 聰子 鈴木 亜裕美

■研修課 課長事務取扱 寺井 幹雄 課長補佐 坂田 徹 主任 小倉 孝 主事 足立 隆司 後藤 尚子

■人材・施設支援課 課長 田畠 ゆかり 担当課長 高野 則雄 課長補佐 西田 周二 主任(兼務) 菊本 隆博
主事 西村 彩 嘱託 松本 雅代 浜田 靖代

■福祉人材カフェ事業 総括支援員 川崎 清 相談員 解良 典子 若村 充子 松村 貴世子 求人開拓員 日比野 久美枝 河村 弘美
(北部) 総括支援員 達脇 優 相談員 達脇 八重子 求人開拓員 畠中 智 上田 哲志

■きょうと介護・福祉ジョブネット運営事業 コーディネーター 佐々木 博之

■運営適正化委員会 事務局長 小瀬 泰之 嘱託(兼務) 藤田 紗太

京都の福祉

毎月1日発行
昭和36年7月26日 第3種郵便物認可

発行所 京都府社会福祉協議会
発行人 森 育寿

T604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310
URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>